

「“実務対処型”就業規則作成講座」

開催のご案内

トラブルになる前に、完璧な就業規則を提案してみませんか！

～ 今後、その格差どう説明しますか ～

講師：大久保 悟（大宮支部）

現況、労働問題に関する法律は50種類を超え、その労働者保護法規全ては労働者が不利な立場で働かされることを回避するためにあり、民法の原則である契約自由に一定の修正を加える等規制があるのは、ご承知のとおりです。

さて、私どもの関与先では、本年4月以降、働き方改革関連法の施行に伴い、年次有給休暇の取得義務付けに始まり、今後施行の残業時間の上限規制、割増賃金率の引き上げなどが控えており、早急な事業計画改善が求められます。

形式的な就業規則だけを作成するのであれば手間はかかりません。厚生労働省や業界団体などのホームページからダウンロードすれば無料で簡単に入手できます。そのような中で会社が30万円も払って、社労士に就業規則作成を依頼する理由は、何処にあるのでしょうか？考えてみてください。そこにこそ、絶対的な理由が存在するのです。

労働条件の明確化と職場秩序の維持を目的として、実務対処型就業規則（労働法改正に対応）を作成するには、弁護士先生等の知恵も頂きながら労働法以外の法律（民法、民事訴訟法、商法、会社法、刑法など）を駆使して、対応しなければなりません。そこまでして、初めて私どもは働き方改革関連法施行後の関与先事業における人事労務に関わる今後の経営基盤が守れると考えています。人事労務顧問等に幅広く業務を展開したいとお考えの先生は、一緒に勉強しましょう。

- | | |
|----------|---|
| 1. 実施日時 | 令和1年10月20日(日)・27日(日)・11月3日(日)、
11月17日(日) の4日間 時間：10:00～16:30 |
| 2. 会場 | 埼玉県社会保険労務士会7階会議室
(住所)さいたま市浦和区高砂1-1-1 (☎)048-824-0808
JR京浜東北線/浦和駅西口より徒歩3分 |
| 3. 受講料 | (組合員・賛助会員) 37,400円(消費税・テキスト代込み)
(申込み時加入) 47,400円(消費税・テキスト代・出資金込)
(非組合員) 55,000円(消費税・テキスト代込み)
②申込みと同時に協同組合へ加入される方は、組合員・賛助会員価格となります。
※原則として、受講料の返却は致しません。やむを得ず欠席される場合は、
代替りの方の受講も受付致します。 |
| 4. 募集定員 | 24名 定員になり次第、締切らせて頂きます。 |
| 5. 申込み先 | 埼玉県社会保険労務士協同組合 ②別添「申込書」をお使い下さい。
(TEL) 048-824-0808 (FAX) 048-816-6348 |
| 6. 申込み期限 | 令和1年10月11日(金) |
| 7. 申込み方法 | 別紙「申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出下さい。 |

令和1年度就業規則作成講座 カリキュラム 講師：大久保 悟（大宮支部）

	日程	講習内容
<p>第1日目</p>	<p>10月20日 (日) 10:00 ~16:30</p>	<p>副理事長 開講の挨拶</p> <p>1. 就業規則作成前の問題点掌握 (1) 経営者の・組織に対する考え方を知る * 人事労務の本質とは・・・</p> <div data-bbox="507 414 1276 660" style="text-align: center;"> </div> <p>(2) 人事労務に潜む経営リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 従業員のインタビュー・・・ 現場からの問題点を収集 ② 就業規則がある場合・・・ チェックシートでルール上の問題点を収集 (チェックシート例示) ③ 決算書等から人件費分析・・・ 客観的数字からの問題点を収集 <p>2. 採用 — ① 問題従業員の採用トラブル ② 採用直後に「うつ病」で労災申請 ③ 対応を誤り多額の和解金が発生</p> <p>⇒ ・従業員の責務、従業員の種類、労働条件の変更、規則等の改正 ・採用手続き、試用期間 ほか</p> <p>* ○問題従業員か否かを見抜くことができる方法 ○問題従業員を採用しても解雇トラブルにならずに契約解除できる方法 ○不祥事従業員、クレーマー従業員、能力不足従業員に具体的に対処する方法 ほか</p>
<p>第2日目</p>	<p>10月27日 (日) 10:00 ~16:30</p>	<p>1. 配置 — ① 管理職の職務・職責でトラブル ② 昇給・昇格ルールが不明 ③ 選任者が管理職の自覚を持たない</p> <p>⇒ ・労働時間、時間外及び深夜勤務 (長時間労働対策) ・休日、休暇 ・人事異動 (配置転換、昇格又は降格、就任又は解任) ・出向、転籍、退職及び復職 ほか</p> <p>2. 教育・研修 — ① 担当者によって教え方が異なるトラブル ② 業務マニュアルが未整備 ③ 仕事を覚えられず自信喪失で退職 (フォロー体制なし)</p> <p>⇒ ・服務規律規程の提案 ・福利厚生及び教育訓練、研修費用の問題 ・安全衛生、指定医検診及び受診義務 ほか</p> <p>* ○降格、解任、配転、出向ができる方法 ○休職問題でトラブルにならない方法 ○年次有給休暇の問題を解消する方法 ○残業代トラブルにならない方法 ○特別休暇を年次有給休暇に充てることができる方法 ○新人研修、定期研修、管理者研修などに</p>

	日程	講習内容
	10月27日 (日)	使える規程とは ○服務規律違反で懲戒処分ができる方法 ○退職後に競業禁止義務、機密保持義務を遵守させる方法 ほか
第3日目	11月3日 (日) 10:00 ~16:30	<p>1. 評価 — ① 評価のバラツキでトラブル ② 評価制度、評価者の訓練が未整備 ③ ローパフォーマーばかりが社内残留</p> <p>⇒ 従業員「現在の担当業務の内容、比重、課題を整理」 ほか ・評価項目（業績、成果、能力、情意） ・目指すべき人材像、行動理念</p> <p>2. 給与 — ① 残業代、人件費による経営の圧迫トラブル ② 残業管理ルールの未整備 ③ 未払い残業・年功人事制度により人件費高騰</p> <p>⇒ 給与規程：・基本給及び諸手当、控除方法等、 ・時間外、休日、深夜労働手当の問題 ・限度基準を超える時間外労働の割増率（2023 4.1） ・年次有給休暇の賃金等、 ・研修及び宿直、日直の賃金 ・正規及び非正規の相違説明義務（賃金等） ・従業員の種類に基づく賃金規程</p> <p>* ○不合理な待遇格差解消のための点検・検討マニュアル（厚生労働省編）～パートタイム・有期雇用労働法への対応～ ○正規従業員とパート・有期従業員との同一労働同一賃金問題の回避 ○パート・有期従業員の能力に応じて自在に労働条件を改定できるには ○トラブルにならない諸手当の決め方は ○賞与支給でトラブルにならない方法 ○諸手当の自己申告漏れを予防する方法 ○能力不足であれば前職保障の賃金を改定できる方法 ほか</p>
第4日目	11月17日 (日) 10:00 ~16:30	<p>退職 — ① 退職時の労務トラブル ② 解雇・定年延長による再雇用問題 ③ 労働契約書、就業規則等が未整備 ④ 退職者への対応意識が不足</p> <p>⇒ 雇用契約書の終了 ・懲戒、弁明の機会、正当行為その判断 ・安全衛生、災害補償、番号法 ・懲戒解雇等の詳細：限定列挙（例示）</p> <p>* ○退職の申し出を2か月前にさせることができる方法 ○退職前に引継ぎをしっかりとらせることができる方法 ○従業員の責に帰すべき事由での解雇であれば、除外認定がなくても解雇予告が不要な方法 ほか</p> <p>意見交換・質疑応答等</p> <p>理事長 終了式</p>

就業規則作成講座申込書

所属支部	支部	区分	開業・勤務等
事務所名			
フリガナ			組合加入の有無 有 ・ 無
お名前			
連絡先住所	〒 — —		
電話	— —	FAX	— —
e-mail(ブロック体でご記入ください)			
受講者名簿(配布用)記載について [いずれかに☑を記して下さい]		<input type="checkbox"/> 記載してもよい <input type="checkbox"/> 記載しない	

注) 受講に関するご連絡は記載の電話番号、FAX番号、電子メールのいずれかで行います。
記入していただいた個人情報を受講以外の目的では使用いたしません。

1. 申込先：埼玉県社会保険労務士協同組合にFAX、郵便又はメールでお申し込み下さい。
【FAX宛先】048-816-6348 埼玉県社会保険労務士協同組合
【郵便宛先】〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7階
 埼玉県社会保険労務士協同組合
【メール宛先】E-mail:gyoumu@srk-saitama.jp
 (メールでお申込みの場合は申込書の項目を漏れなくご記入下さい。)
2. 申込方法(該当する数字に○をつけて下さい。)
 (1). 私は、組合員(開業)または賛助会員(勤務等)です。
 受講料37,400円を指定口座に振り込みます。
 (2). 私は、受講申し込みと同時に協同組合への加入を申し込みます。
出資金(開業)10,000円 賛助会費(勤務等)10,000円 と
 (いずれかに☑を記して下さい。)
 受講料37,400円 計47,400円を指定口座に振り込みます。
 (3). 私は、組合員・賛助会員ではなく、今回協同組合への加入は見合わせます。
 受講料55,000円を指定口座に振り込みます。
3. 支払方法 申込みと同時に受講料を下記指定口座へご入金下さい。
 (振込料は受講者様負担でお願いします)
 振込先 埼玉りそな銀行浦和中央支店
 口座No. 普通預金 5300916
 名義人 埼玉県社会保険労務士協同組合

<申込先> 埼玉県社会保険労務士協同組合
FAX:048-816-6348
TEL:048-824-0808